

医療施設食事療養費支援金支給要綱

(通則)

第1条 医療施設食事療養費支援金（以下「支援金」という。）は、予算の範囲内において支給するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 物価高騰により食材料費が上昇する中、医療機関において、質の高いサービスが継続的に提供できるよう、事業者に対して支援金を支給することで医療機関の負担軽減を図り、医療サービスの安定した提供を促進する。

(支給対象施設)

第3条 支援金の支給対象施設は、所在地が秋田県内である別表に掲げる施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は、支給の対象外とする。

(1) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設

(2) 上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた施設

(支給額等)

第4条 支援金の支給額は、別表により算出するものとする。

2 支援金の支給は、1施設につき1回限りとする。

(申請方法)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、医療施設食事療養費支援金支給申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(不支給決定通知)

第6条 知事は、前条の申請を審査し、支援金を支給することが不相当と認めるときは、支援金の不支給を決定し、医療施設食事療養費支援金不支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(不当利益の返還)

第7条 知事は、支援金の支給を受けた後に申請に係る対象施設が支給対象の要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請内容を偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対して、すでに支給した支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

1. 支給対象施設	2. 支給単価
病院・有床診療所（医科・歯科） <input type="checkbox"/> 保険医療機関に限る <input type="checkbox"/> 算定に用いる病床数は許可病床数（休止病床除く）	3,200 円×許可病床数 （休止病床除く）